名称　清水港新興津防波堤北仮設灯台
位置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―三二
東経　一三八―三一―四七
撤去年月日　平成二十七年十一月二日
記事　一時変更

名称　岩船港東防砂堤灯台
位置
所在地　新潟県岩船港（東防砂堤外端）
北緯　三八―一一―一九
東経　一三九―二五―四一
廃止年月日　平成二十七年十一月四日

○海上保安庁告示第八十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

田辺沖ノ島灯台

名称
位置
所在地　和歌山県田辺市（沖ノ島）
北緯　三三―四三―〇五
東経　一三五―一九―三四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十七年十一月五日

名称　クントマリ埼西方立標
位置
所在地　クントマリ埼（沖縄県八重山郡竹富町）の西方約二・一キロメートル
北緯　二四―一九―四一
東経　一二四―〇三―二二
変更した事項
名称　小浜航路第七号灯標
位置
所在地　琉球観音埼灯台（沖縄県石垣市）の南西方約七・一キロメートル
北緯　二四―一九―三八
東経　一二四―〇三―二〇
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度五カンデラ
光達距離　一・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル　平均水面上から灯火まで五・三メートル
変更年月日　平成二十七年十一月五日

名称
位置
所在地　萩港浜崎防波堤灯台
北緯　山口県萩港（浜崎防波堤外端）
東経　三四―二五―二八
変更した事項　一三一―二三―五五
塗色及び構造　灰白色　やぐら形
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十七年十一月五日
記事　一時変更

名称
位置
所在地　御坊鰹島灯台
北緯　和歌山県御坊市（鰹島）
東経　三三―五一―二二
変更した事項　一三五―〇八―四八
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年十一月六日

名称　ウカン埼東方立標
位置
所在地　ウカン埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約三・六キロメートル
北緯　二四―一九―〇〇
東経　一二四―〇二―〇九
変更した事項
名称　ウカン埼東方立標
位置
所在地　ウカン埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約三・八キロメートル
北緯　二四―一八―五八
東経　一二四―〇二―一五
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
変更年月日　平成二十七年十一月六日

名称　大原航路第十五号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約一一キロメートル
北緯　二四―一六―〇七
東経　一二三―五九―三九
変更した事項
名称　大原航路第十六号灯標
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色柱形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度五カンデラ
光達距離　一・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル　平均水面上から灯火まで五・二メートル
変更年月日　平成二十七年十一月八日

名称
位置
所在地　むつ小川原港新納屋南防波堤灯台
北緯　青森県むつ小川原港（外港南防波堤外端）
東経　四〇―五五―三四
変更した事項　一四一―二四―〇〇
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
記事　補正

国会事項

参議院

報告書受領

十一月二十七日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十六年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十六年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十六年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣林幹雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣林幹雄帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる

○防衛大臣臨時代理解職

同　菅　義偉

防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

衆議院議員　額賀福志郎

故金泳三元大韓民国大統領の葬儀に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十七年十二月十日までとする（以上十一月二十五日）